

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月26日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第25号

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

事務委任施設管理運営規則（平成16年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

#### 第1

改正後	改正前
<p>(総合運動公園の使用料の減額)</p> <p>第9条の2 <u>香川県営野球場及び香川県営サッカー・ラグビー場の利用のうち、スポーツの振興及びにぎわいの創出に資するものとして香川県教育委員会が認めるものについては、別に定めるところにより、香川県営野球場にあってはその利用及びこれと併せて行う香川県営野球場における広告の表示に係る使用料を、香川県営サッカー・ラグビー場にあってはその利用と併せて行う香川県営サッカー・ラグビー場における広告の表示に係る使用料を減額する。</u></p> <p>2 前項の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ、<u>都市公園運動施設使用料減額申請書</u>（第7号様式）を所長に提出しなければならない。</p> <p>(丸亀競技場の使用料の免除)</p> <p>第9条の4 <u>丸亀競技場の競技場の基本施設を専用使用により利用する者が併せて競技場の会議室又は補助競技場を利用する場合は、当該会議室又は補助競技場の使用料を免除する。</u></p> <p>(丸亀競技場の使用料の減額)</p> <p>第9条の5 <u>第9条の2の規定は、丸亀競技場の使用料の減額について準用する。この場合において、同条第1項中「香川県営野球場及び香川県営サッカー・ラグビー場」とあるのは「丸亀競技場」と、「香川県営野球場にあってはその利用及びこれと併せて行う香川県営野球場における広告の表示に係る使用料を、香川県営サッカー・ラグビー場にあってはその利用と併せて行う香川県営サッカー・ラグビー場」とあるのは「その利用と併せて行う丸亀競技場」と、同条第2項中「所長」とあるのは「場長」と読み</u></p>	<p>(香川県営野球場の使用料の減額)</p> <p>第9条の2 香川県営野球場の利用のうち、スポーツの振興及びにぎわいの創出に資するものとして香川県教育委員会が認めるものについては、別に定めるところにより、その利用及びこれと併せて行う香川県営野球場における広告の表示に係る使用料を減額する。</p> <p>2 前項の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ、<u>香川県営野球場使用料減額申請書</u>（第7号様式）を所長に提出しなければならない。</p> <p>(丸亀競技場使用料の免除)</p> <p>第9条の4 競技場の基本施設を専用使用により利用する者が併せて競技場の会議室又は補助競技場を利用する場合は、当該会議室又は補助競技場の使用料を免除する。</p>

替えるものとする。

第7号様式（第9条の2関係）

都市公園運動施設使用料減額申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿  
香川県立丸亀競技場長

申請者 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
(ふりがな) (団体にあっては、その)  
氏 名 (名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_  
連 絡 先 (電話) \_\_\_\_\_

(香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場)の使用料の減額を受けたいので、事務委任施設管理運営規則第9条の2第2項(第9条の5において準用する第9条の2第2項)の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用目的					
利用区分	専用使用の有無	アマチュアスポーツ	入場料の有無	学校等	一般
	有・無	アマチュアスポーツ以外	有・無(最高額 円)	学校等以外	生徒及び児童
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		日間	利用時間	時から 時まで
利用施設	香川県営野球場・香川県営サッカー・ラグビー場・丸亀競技場				
使用料の減額を受ける理由					
備考					

注 該当するものに記入又は○印をしてください。

第7号様式（第9条の2関係）

香川県営野球場使用料減額申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿

申請者 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
(ふりがな) (団体にあっては、その)  
氏 名 (名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_  
連 絡 先 (電話) \_\_\_\_\_

香川県営野球場の使用料の減額を受けたいので、事務委任施設管理運営規則第9条の2第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用目的					
利用区分	専用使用の有無	アマチュアスポーツ	入場料の有無	学校等	一般
	有・無	アマチュアスポーツ以外	有・無(最高額 円)	学校等以外	生徒及び児童
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		日間	利用時間	時から 時まで
使用料の減額を受ける理由					
備考					

注 該当するものに記入又は○印をしてください。

第2

改正後	改正前
<p>(総合運動公園の使用料の減額)</p> <p>第9条の2 香川県営野球場及び香川県営サッカー・ラグビー場の利用のうち、スポーツの振興及びにぎわいの創出に資するものとして香川県教育委員会が認めるものについては、別に定めるところにより、その利用及びこれと併せて行う香川県営野球場又は香川県営サッカー・ラグビー場における広告の表示に係る使用料を減額する。</p> <p>2 略</p> <p>(丸亀競技場の使用料の減額)</p> <p>第9条の5 第9条の2の規定は、丸亀競技場の使用料の減額について準用する。この場合において、同条第1項中「香川県営野球場及び香川県営サッカー・ラグビー場」及び「香川県営野球場又は香川県営サッカー・ラグビー場」とあるのは「丸亀競技場」と、同条第2項中「所長」とあるのは「場長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(総合運動公園の使用料の減額)</p> <p>第9条の2 香川県営野球場及び香川県営サッカー・ラグビー場の利用のうち、スポーツの振興及びにぎわいの創出に資するものとして香川県教育委員会が認めるものについては、別に定めるところにより、<u>香川県営野球場にあってはその利用及びこれと併せて行う香川県営野球場における広告の表示に係る使用料を、香川県営サッカー・ラグビー場にあってはその利用と併せて行う香川県営サッカー・ラグビー場における広告の表示に係る使用料を減額する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(丸亀競技場の使用料の減額)</p> <p>第9条の5 第9条の2の規定は、丸亀競技場の使用料の減額について準用する。この場合において、同条第1項中「香川県営野球場及び香川県営サッカー・ラグビー場」とあるのは「丸亀競技場」と、<u>「香川県営野球場にあってはその利用及びこれと併せて行う香川県営野球場における広告の表示に係る使用料を、香川県営サッカー・ラグビー場にあってはその利用と併せて行う香川県営サッカー・ラグビー場」とあるのは「その利用と併せて行う丸亀競技場」と、同条第2項中「所長」とあるのは「場長」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、平成20年4月1日から施行する。